

緊急事態宣言解除後の感染症対策、及び制限緩和について

令和2年6月10日 時点

制限解除、または緩和していること（予定含む）

オンラインによる面会

Skypeを利用したオンライン面会を予約制で承っています。

ユニット単位でのレクリエーション

別フロアの入居者様同士が接触しない状態で、小規模のレクリエーションを実施しています。

訪問理美容

施術者の感染症対策と、入居者様同士の接触を極力控えるため、フロア毎に実施しています。

訪問マッサージ（個人契約）

週1回の実施と複数の方を同日に行わないこと、また防護服を着ての実施を依頼しています。

精神科医による往診

緊急を要さない往診を控えていましたが、6月より実施しています。

眼科医による往診

感染症対策を徹底した上で、7月8日より実施予定です。

各種会議・委員会の開催

3密を避けた状態で、厚労省等のガイドラインに則って、必要最低限で開催する予定です。

対策を継続・禁止としていること

入居者様・ご利用者様に関すること

- 面会の制限
- 全体イベントの開催
- 全体レクリエーションの開催
- 別フロアの入居者様の接触制限
- 体調不良・退院時の24時間居室対応
- 協力病院以外の受診制限

入館制限に関すること

- ボランティア・実習生の受け入れ
- 介護相談員の訪問
- 業者の立ち入り制限
- その他外部の方の入館制限
- 入館者の体温測定

職員に指示していること

- 業務中のマスク着用
- 出勤前の体温測定
- リビングや居室の定期的な換気
- 別フロア職員との接触制限
- 受診時等の感染予防対策
- 外部研修への参加